

議案第41号

令和7年度 伊勢市一般会計補正予算（第10号）

令和7年度 伊勢市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、744,079千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、63,464,002千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年3月16日 提出

伊勢市長 鈴木 健 一

第 2 表 繰越明許費補正

変更

款	項	事業名	区分	金額(千円)
11 教育費	3 中学校費	中学校長寿命化改修事業	補正前	340,237
			補正後	1,053,779

第 3 表 地方債補正

変更

起債の目的	限度額 (千円)	
	補正前	補正後
中学校教育施設等整備事業債	326,900	906,200

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金	11,898,940	132,983	12,031,923
21 繰入金	3,393,330	31,796	3,425,126
24 市債	5,291,500	579,300	5,870,800
歳入合計	62,719,923	744,079	63,464,002

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	6,729,273	30,537	6,759,810
11 教育費	6,675,215	713,542	7,388,757
歳出合計	62,719,923	744,079	63,464,002

(単位：千円)

補 正 の 財 源				内 訳
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
				30,537
132,983		579,300		1,259
132,983		579,300		31,796

2 歳 入

(款) 17 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
17		国庫支出金	11,898,940	132,983	12,031,923
	2	国庫補助金	4,535,225	132,983	4,668,208
	10	教育費国庫補助金	218,628	132,983	351,611
21		繰入金	3,393,330	31,796	3,425,126
	1	基金繰入金	3,324,721	31,796	3,356,517
	1	財政調整基金繰入金	2,033,000	31,796	2,064,796
24		市債	5,291,500	579,300	5,870,800
	1	市債	5,291,500	579,300	5,870,800
	8	教育債	1,606,100	579,300	2,185,400

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 中学校費補助金	132,983	1 学校施設環境改善交付金
1 財政調整基金繰入金	31,796	1 財政調整基金繰入金
2 中学校債	579,300	1 中学校教育施設等整備事業債

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
2	1	総務費	6,729,273	30,537	6,759,810		30,537
		総務管理費	5,235,166	30,537	5,265,703		30,537
		1 一般管理費	1,778,471	30,537	1,809,008		30,537

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
3 職員手当等	13,318	1 人件費支給事業	13,318
		(1) 一般職員人件費 (一般管理費)	(13,318)
18 負担金、補助及び交付金	17,219	2 退職手当他会計負担金	17,219
		(1) 退職手当他会計負担金	(17,219)

(款) 11 教育費
(項) 3 中学校費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
11	3	教育費	6,675,215	713,542	7,388,757	712,283	1,259
		中学校費	706,937	713,542	1,420,479	712,283	1,259
		1 中学校管理費	620,694	713,542	1,334,236	国庫支出金 132,983 市債 579,300	1,259

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	15,007	1 中学校整備事業	713,542
13 使用料及び 賃借料	1,256	(1) 中学校長寿命化改修事業	(713,542)
14 工事請負費	697,279		

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1)総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1,058) 1,044	1,886,781	4,113,290	3,129,624	9,129,695	1,672,609	10,802,304	
補 正 前	(1,058) 1,044	1,886,781	4,113,290	3,116,306	9,116,377	1,672,609	10,788,986	
比 較	(0) 0	0	0	13,318	13,318	0	13,318	

()は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

職員手当 の内訳	区 分	退職手当 (千円)
	補 正 後	109,530
	補 正 前	96,212
	比 較	13,318

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(46) 1,024		4,080,344	2,826,923	6,907,267	1,336,316	8,243,583	
補 正 前	(46) 1,024		4,080,344	2,813,605	6,893,949	1,336,316	8,230,265	
比 較	(0) 0		0	13,318	13,318	0	13,318	

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

職員手当 の内訳	区 分	退職手当 (千円)
	補 正 後	109,109
	補 正 前	95,791
	比 較	13,318

(2)会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
職員手当	13,318	その他の増減分	13,318	職員の変動等に伴う増減分

補正予算地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額		
1 普 通 債	補正前の額	35,789,258	35,017,958	6,168,800	3,332,272	37,854,486
	補 正 額	0	0	579,300	0	579,300
	計	35,789,258	35,017,958	6,748,100	3,332,272	38,433,786
(8) 教 育 債	補正前の額	13,517,998	12,690,898	1,606,100	1,031,813	13,265,185
	補 正 額	0	0	579,300	0	579,300
	計	13,517,998	12,690,898	2,185,400	1,031,813	13,844,485
計	補正前の額	57,140,951	54,459,985	6,179,500	5,364,912	55,274,573
	補 正 額	0	0	579,300	0	579,300
	計	57,140,951	54,459,985	6,758,800	5,364,912	55,853,873

*当該年度中起債見込額には、前年度繰越額を含む。

議案第42号

令和7年度伊勢市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和7年度伊勢市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度伊勢市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	水道事業収益	2,703,377	21,855	2,725,232
第2項	営業外収益	303,827	21,855	325,682

（単位 千円）

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	水道事業費用	2,576,647	21,855	2,598,502
第1項	営業費用	2,454,902	21,855	2,476,757

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

（単位 千円）

項	目	既決予定額	補正予定額	計
(1)	職員給与費	315,193	21,855	337,048

令和8年3月16日 提出

伊勢市長 鈴木健一

令和7年度伊勢市水道事業会計補正予算（第3号）実施計画

収益の収入及び支出

(単位 千円)

収		入		
款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業収益	2,703,377	21,855	2,725,232	
2 営業外収益	303,827	21,855	325,682	
2 他会計負担金	139	21,855	21,994	退職負担金

(単位 千円)

支		出		
款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業費用	2,576,647	21,855	2,598,502	
1 営業費用	2,454,902	21,855	2,476,757	
4 総係費	241,071	21,855	262,926	職員給与費

令和7年度 伊勢市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	51,070
	減価償却費	921,162
	退職給付引当金の増加額	3,863
	賞与引当金の増加額	1,566
	法定福利費引当金の増加額	331
	貸倒引当金の増加額	436
	特別修繕引当金の増加額	15,524
	長期前受金戻入額	△247,685
	受取利息	△5,368
	支払利息	69,903
	固定資産除却損	32,024
	未収金の減少額	44,623
	未払金の増加額	22,543
	たな卸資産の増加額	△15,550
	預り金の減少額	△5,072
	小計	889,370
	利息の受取額	5,368
	利息の支払額	△69,903
	業務活動によるキャッシュ・フロー	824,835
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△2,182,972
	県補助金による収入	2,760
	一般会計からの繰入金による収入	52,094
	工事負担金による収入	82,406
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,045,712
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良企業債による収入	795,800
	建設改良企業債の償還による支出	△406,862
	一般会計からの出資による収入	117,000
	財務活動によるキャッシュ・フロー	505,938
	資金減少額	△714,939
	資金期首残高	2,467,802
	資金期末残高	1,752,863

給 与 費 明 細 書

1 総括

区 分	職員数	給 与 費			法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	一般職(人)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(8) 34	150,234	139,075	289,309	47,739	337,048
補正前	(8) 34	150,234	117,220	267,454	47,739	315,193
比較	(0) 0	0	21,855	21,855	0	21,855

()は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

手 当 の 内 訳	区 分	退職給付費 (千円)
	補正後	45,955
	補正前	24,100
	比較	21,855

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費			法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	一般職(人)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(4) 34	141,548	137,107	278,655	45,979	324,634
補正前	(4) 34	141,548	115,252	256,800	45,979	302,779
比較	(0) 0	0	21,855	21,855	0	21,855

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

手 当 の 内 訳	区 分	退職給付費 (千円)
	補正後	45,955
	補正前	24,100
	比較	21,855

2 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
手 当	21,855	その他の増減分	21,855		

令和7年度 伊勢市水道事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		1,416,434
ロ 建物	1,320,300	
減価償却累計額	△ 594,999	725,301
ハ 構築物	44,033,792	
減価償却累計額	△ 19,562,071	24,471,721
ニ 機械及び装置	3,701,062	
減価償却累計額	△ 2,553,395	1,147,667
ホ 車両運搬具	73,687	
減価償却累計額	△ 57,818	15,869
ヘ 工具、器具及び備品	136,258	
減価償却累計額	△ 55,644	80,614
ト 建設仮勘定		205,746

有形固定資産合計 28,063,352

(2) 無形固定資産

イ 施設利用権		30,672
ロ ソフトウェア		1,519

無形固定資産合計 32,191

(3) 投資その他の資産

イ 投資有価証券		200,000
----------	--	---------

投資その他の資産合計 200,000

固定資産合計

28,295,543

2 流動資産

(1) 現金預金 1,752,863

(2) 未収金 380,878
貸倒引当金 △ 85,172 295,706

(3) 貯蔵品 51,662

流動資産合計

2,100,231

資 産 合 計

30,395,774

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良等企業債	5,490,354	
企業債合計		5,490,354

(2) 引当金

イ 退職給付引当金	182,869	
ロ 特別修繕引当金	202,948	
引当金合計		385,817

固定負債合計

5,876,171

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良等企業債	413,817	
企業債合計		413,817

(2) 未払金

778,250

(3) 引当金

イ 賞与引当金	21,766	
ロ 法定福利費引当金	4,248	
引当金合計		26,014

流動負債合計

1,218,081

5 繰延収益

長期前受金 12,732,839

収益化累計額 Δ 7,213,861

繰延収益合計

5,518,978

負債合計

12,613,230

資 本 の 部

6 資本金			17,492,837
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	23,129		
資本剰余金合計		23,129	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	266,578		
利益剰余金合計		266,578	
剰余金合計			289,707
資本合計			17,782,544
負債資本合計			30,395,774

注記

I 重要な会計方針

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的債券 原価法
- 2 たな卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品 先入先出法による原価法
- 3 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
 - ・減価償却の方法
機械及び装置（旧小俣町取得分）及び取替資産以外の全資産 定額法
機械及び装置（旧小俣町取得分） 定率法
取替資産 取替法
 - ・主な耐用年数

建物	7年～50年
構築物	10年～60年
機械及び装置	6年～20年
車両運搬具	4年～6年
工具、器具及び備品	2年～15年
 - (2) 無形固定資産
 - ・減価償却の方法 定額法
 - ・主な耐用年数

施設利用権	55年
ソフトウェア	5年
- 4 引当金の計上方法
 - (1) 退職給付引当金
職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。
 - (2) 賞与引当金
職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。
 - (3) 法定福利費引当金
職員の期末・勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。
 - (4) 特別修繕引当金
施設等に係る定期修繕費用の支出に備えるため、支出見込額のうち前回の定期修繕の日から当年度末までの期間に対応する額を計上している。

(5) 貸倒引当金

債権の不納欠損の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は192,981千円である。

III その他

1 退職給付引当金の取崩し

当年度において、退職手当として21,855千円を支給及び他会計退職手当負担金として18,330千円を支出するため、退職給付引当金18,330千円を使用する。

2 賞与引当金及び法定福利費引当金の取崩し

当年度において、職員の期末・勤勉手当として60,566千円を支給するため、賞与引当金18,771千円を使用し、これに伴う法定福利費として、11,431千円を支出するため、法定福利費引当金3,632千円を使用する。

3 貸倒引当金の取崩し

当年度において、水道料金に係る債権1,350千円の不納欠損を行うため、貸倒引当金1,250千円を使用する。

4 建設改良費の繰越し

当年度における建設改良費の繰越予定額は420,000千円である。

議案第43号

令和8年度 伊勢市一般会計補正予算（第1号）

令和8年度 伊勢市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、2,381千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、60,608,381千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月16日 提出

伊勢市長 鈴木 健一

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
21 繰入金	3,952,135	2,381	3,954,516
歳入合計	60,606,000	2,381	60,608,381

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 議会費	308,424	2,381	310,805
歳出合計	60,606,000	2,381	60,608,381

(単位：千円)

補 正 の 財 源				内 訳
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
				2,381
				2,381

2 歳 入

(款) 21 繰入金
(項) 1 基金繰入金

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
21		繰入金	3,952,135	2,381	3,954,516
	1	基金繰入金	3,864,382	2,381	3,866,763
		1 財政調整基金繰入金	3,245,000	2,381	3,247,381

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	2,381	1 財政調整基金繰入金

3 歳 出

(款) 1 議会費
(項) 1 議会費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
1		議会費	308,424	2,381	310,805		2,381
	1	議会費	308,424	2,381	310,805		2,381
	1	議会費	308,424	2,381	310,805		2,381

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	1,764	1 議員活動事業	2,381
3 職員手当等	617	(1) 議員報酬等経費	(2,381)

補正予算給与費明細書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給与費					共済費 (千円)	合計 (千円)	備考		
		報酬 (千円)	給料 (千円)	通勤手当 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	退職手当 (千円)				計 (千円)	
補正後	長等	4		38,928	60	18,103 (4.65)		57,091	9,835	66,926	
	議員	24	132,882			46,507 (3.50)		179,389	32,141	211,530	
	その他の特別職	1,880	126,760					126,760	436	127,196	
	計	1,908	259,642	38,928	60	64,610		363,240	42,412	405,652	
補正前	長等	4		38,928	60	18,103 (4.65)		57,091	9,835	66,926	
	議員	24	131,118			45,890 (3.50)		177,008	32,141	209,149	
	その他の特別職	1,880	126,760					126,760	436	127,196	
	計	1,908	257,878	38,928	60	63,993		360,859	42,412	403,271	
比較	長等	0		0	0	0	0	0	0	0	
	議員	0	1,764			617		2,381	0	2,381	
	その他の特別職	0	0					0	0	0	
	計	0	1,764	0	0	617	0	2,381	0	2,381	

令和8年3月議会補正予算の概要（追加提出分）

（単位：千円）

1. 令和7年度補正予算

1 一般会計補正予算（第10号）

補正状況

補正前の予算額 62,719,923

補正予算額 744,079

計 63,464,002

2 一般会計補正予算編成内容

(1) 国補助金の決定等による事業費変更 713,542

(2) 行政運営上早急に措置すべき諸経費 30,537

合計 744,079

補正内容

(1) 国補助金の決定等による事業費変更 713,542

1【学校施設整備課】 中学校長寿命化改修事業 713,542

屋内運動場の長寿命化改修を行う。

倉田山中学校、五十鈴中学校

(2) 行政運営上早急に措置すべき諸経費 30,537

1【職員課】 退職手当の追加 30,537

退職手当等に不足が見込まれることから、必要経費を増額補正する。

(3) 歳入 744,079

国庫支出金 132,983

繰入金 31,796

市債 579,300

(4) 繰越明許費の補正

（変更）

中学校長寿命化改修事業 （補正前）340,237 ⇒ （補正後）1,053,779

3 水道事業会計補正予算（第3号）

補正状況

【収益的収入】

既決予定額	2,703,377
補正予定額	21,855

計	2,725,232
---	-----------

【収益的支出】

既決予定額	2,576,647
補正予定額	21,855

計	2,598,502
---	-----------

退職手当に不足が見込まれることから、必要経費を増額補正する。

2. 令和8年度補正予算

1 一般会計補正予算（第1号）

補正状況

補正前の予算額	60,606,000
補正予算額	2,381

計	60,608,381
---	------------

2 一般会計補正予算編成内容

(1) 歳出

1【議会事務局】	議員報酬等経費	2,381
----------	----------------	-------

特別職報酬等審議会の答申に基づき、議員報酬を改定する。

(2) 歳入	2,381
--------	-------

繰入金	2,381
-----	-------

議案第 44 号

伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 8 年 3 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年伊
勢市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

第1条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の額は、次のとおりとす
る。

- (1) 議長 月額 57万2,000円
- (2) 副議長 月額 51万3,000円
- (3) 議員 月額 45万4,000円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(説 明)

これは、伊勢市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市議会の議
長、副議長及び議員の議員報酬の額を改定するため、条例を改正しよ
うとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>(議員報酬)</p> <p><u>第1条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の額は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>議長 月額 57万2,000円</u></p> <p>(2) <u>副議長 月額 51万3,000円</u></p> <p>(3) <u>議員 月額 45万4,000円</u></p> <p>第2条～第7条 略</p>	<p>(議員報酬)</p> <p><u>第1条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。</u></p> <p>議長 月額 <u>56万4,000円</u></p> <p>副議長 月額 <u>50万6,000円</u></p> <p>議員 月額 <u>44万8,000円</u></p> <p>第2条～第7条 略</p>

議案第 45 号

伊勢市職員等の旅費に関する条例及び市長及び副市長の給与及び旅

費に関する条例の一部改正について

伊勢市職員等の旅費に関する条例及び市長及び副市長の給与及び旅費に

関する条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 8 年 3 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市職員等の旅費に関する条例及び市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(伊勢市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 伊勢市職員等の旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例第45号）

の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第13条関係）

区分	宿泊費基準額（1夜につき）
北海道	15,000円
青森県	12,000円
岩手県	10,000円
宮城県	12,000円
秋田県	11,000円
山形県	10,000円
福島県	9,000円
茨城県	11,000円
栃木県	11,000円
群馬県	12,000円
埼玉県	16,000円
千葉県	17,000円
東京都	21,000円
神奈川県	16,000円
新潟県	16,000円
富山県	11,000円

石川県	10,000 円
福井県	10,000 円
山梨県	13,000 円
長野県	13,000 円
岐阜県	13,000 円
静岡県	12,000 円
愛知県	12,000 円
三重県	12,000 円
滋賀県	11,000 円
京都府	20,000 円
大阪府	16,000 円
兵庫県	17,000 円
奈良県	12,000 円
和歌山県	11,000 円
鳥取県	9,000 円
島根県	12,000 円
岡山県	14,000 円
広島県	14,000 円
山口県	9,000 円
徳島県	10,000 円
香川県	15,000 円
愛媛県	12,000 円
高知県	12,000 円
福岡県	17,000 円
佐賀県	11,000 円

長崎県	13,000 円
熊本県	14,000 円
大分県	11,000 円
宮崎県	11,000 円
鹿児島県	11,000 円
沖縄県	12,000 円

(市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表宿泊費の項を次のように改める。

宿泊費	区分	宿泊費基準額（1夜につき）
	北海道	20,000 円
	青森県	16,000 円
	岩手県	13,000 円
	宮城県	16,000 円
	秋田県	14,000 円
	山形県	13,000 円
	福島県	12,000 円
	茨城県	14,000 円
	栃木県	14,000 円
	群馬県	16,000 円
	埼玉県	21,000 円
	千葉県	22,000 円
	東京都	27,000 円
	神奈川県	21,000 円

新潟県	21,000 円
富山県	14,000 円
石川県	13,000 円
福井県	13,000 円
山梨県	17,000 円
長野県	17,000 円
岐阜県	17,000 円
静岡県	16,000 円
愛知県	16,000 円
三重県	16,000 円
滋賀県	14,000 円
京都府	26,000 円
大阪府	21,000 円
兵庫県	22,000 円
奈良県	16,000 円
和歌山県	14,000 円
鳥取県	12,000 円
島根県	16,000 円
岡山県	18,000 円
広島県	18,000 円
山口県	12,000 円
徳島県	13,000 円
香川県	20,000 円
愛媛県	16,000 円
高知県	16,000 円

福岡県	22,000 円
佐賀県	14,000 円
長崎県	17,000 円
熊本県	18,000 円
大分県	14,000 円
宮崎県	14,000 円
鹿児島県	14,000 円
沖縄県	16,000 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の伊勢市職員等の旅費に関する条例（以下この項及び次項において「新旅費条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に新旅費条例第 2 条第 1 号に規定する旅行命令権者（以下この項において「旅行命令権者」という。）が新旅費条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令等（以下この項において「旅行命令等」という。）を発する旅行及び退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）をした場合又は死亡した場合において新旅費条例第 3 条第 2 項の規定により旅費を支給する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行及び退職等となった場合又は死亡した場合において同項の規定により旅費を支給する旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が新旅費条例第 4 条第 3 項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新旅費条例の規定は、当該

旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる旅行について、施行日以後に新旅費条例第3条第5項及び第6項に規定する旅費の支給が生じた場合の金額の算定は、なお従前の例による。

(説明)

これは、国家公務員等の旅費支給規程の一部改正に準じ、宿泊費基準額を改めるため、関係する条例を改正しようとするものである。

(参考)

伊勢市職員等の旅費に関する条例（第1条関係）

改正後		改正前	
第1条～第12条 略 (宿泊費)		第1条～第12条 略 (宿泊費)	
第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表に定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。		第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表に定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。	
第14条～第29条 略		第14条～第29条 略	
別表(第13条関係)		別表(第13条関係)	
区分	宿泊費基準額(1夜につき)	区分	宿泊費基準額(1夜につき)
北海道	15,000円	北海道	13,000円
青森県	12,000円	青森県	11,000円
岩手県	10,000円	岩手県	9,000円
宮城県	12,000円	宮城県	10,000円
秋田県	11,000円	秋田県	11,000円
山形県	10,000円	山形県	10,000円
福島県	9,000円	福島県	8,000円
茨城県	11,000円	茨城県	11,000円
栃木県	11,000円	栃木県	10,000円
群馬県	12,000円	群馬県	10,000円
埼玉県	16,000円	埼玉県	19,000円
千葉県	17,000円	千葉県	17,000円
東京都	21,000円	東京都	19,000円
神奈川県	16,000円	神奈川県	16,000円
新潟県	16,000円	新潟県	16,000円
富山県	11,000円	富山県	11,000円
石川県	10,000円	石川県	9,000円
福井県	10,000円	福井県	10,000円
山梨県	13,000円	山梨県	12,000円
長野県	13,000円	長野県	11,000円
岐阜県	13,000円	岐阜県	13,000円
静岡県	12,000円	静岡県	9,000円
愛知県	12,000円	愛知県	11,000円
三重県	12,000円	三重県	9,000円
滋賀県	11,000円	滋賀県	11,000円
京都府	20,000円	京都府	19,000円
大阪府	16,000円	大阪府	13,000円
兵庫県	17,000円	兵庫県	12,000円
奈良県	12,000円	奈良県	11,000円
和歌山県	11,000円	和歌山県	11,000円
鳥取県	9,000円	鳥取県	8,000円
島根県	12,000円	島根県	9,000円
岡山県	14,000円	岡山県	10,000円

広島県	14,000円	広島県	13,000円
山口県	9,000円	山口県	8,000円
徳島県	10,000円	徳島県	10,000円
香川県	15,000円	香川県	15,000円
愛媛県	12,000円	愛媛県	10,000円
高知県	12,000円	高知県	11,000円
福岡県	17,000円	福岡県	18,000円
佐賀県	11,000円	佐賀県	11,000円
長崎県	13,000円	長崎県	11,000円
熊本県	14,000円	熊本県	14,000円
大分県	11,000円	大分県	11,000円
宮崎県	11,000円	宮崎県	12,000円
鹿児島県	11,000円	鹿児島県	12,000円
沖縄県	12,000円	沖縄県	11,000円

市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（第2条関係）

改正後			改正前		
第1条 略 (旅費)			第1条 略 (旅費)		
第2条 市長等が公務のため旅行する場合に支給する旅費については、別表に定めるもののほか、一般職の職員の例による。			第2条 市長等が公務のため旅行する場合に支給する旅費については、別表に定めるもののほか、一般職の職員の例による。		
2 略			2 略		
第3条～第6条 略			第3条～第6条 略		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
宿泊費	区分	宿泊費基準額(1夜につき)	宿泊費	区分	宿泊費基準額(1夜につき)
	北海道	20,000円		北海道	18,000円
	青森県	16,000円		青森県	15,000円
	岩手県	13,000円		岩手県	13,000円
	宮城県	16,000円		宮城県	14,000円
	秋田県	14,000円		秋田県	15,000円
	山形県	13,000円		山形県	14,000円
	福島県	12,000円		福島県	11,000円
	茨城県	14,000円		茨城県	15,000円
	栃木県	14,000円		栃木県	14,000円
	群馬県	16,000円		群馬県	14,000円
	埼玉県	21,000円		埼玉県	27,000円
	千葉県	22,000円		千葉県	24,000円
	東京都	27,000円		東京都	27,000円
	神奈川県	21,000円		神奈川県	22,000円
	新潟県	21,000円		新潟県	22,000円
	富山県	14,000円		富山県	15,000円
	石川県	13,000円		石川県	13,000円

	福井県	13,000円
	山梨県	17,000円
	長野県	17,000円
	岐阜県	17,000円
	静岡県	16,000円
	愛知県	16,000円
	三重県	16,000円
	滋賀県	14,000円
	京都府	26,000円
	大阪府	21,000円
	兵庫県	22,000円
	奈良県	16,000円
	和歌山県	14,000円
	鳥取県	12,000円
	島根県	16,000円
	岡山県	18,000円
	広島県	18,000円
	山口県	12,000円
	徳島県	13,000円
	香川県	20,000円
	愛媛県	16,000円
	高知県	16,000円
	福岡県	22,000円
	佐賀県	14,000円
	長崎県	17,000円
	熊本県	18,000円
	大分県	14,000円
	宮崎県	14,000円
	鹿児島県	14,000円
	沖縄県	16,000円
船賃	略	

	福井県	14,000円
	山梨県	17,000円
	長野県	15,000円
	岐阜県	18,000円
	静岡県	13,000円
	愛知県	15,000円
	三重県	13,000円
	滋賀県	15,000円
	京都府	27,000円
	大阪府	18,000円
	兵庫県	17,000円
	奈良県	15,000円
	和歌山県	15,000円
	鳥取県	11,000円
	島根県	13,000円
	岡山県	14,000円
	広島県	18,000円
	山口県	11,000円
	徳島県	14,000円
	香川県	21,000円
	愛媛県	14,000円
	高知県	15,000円
	福岡県	25,000円
	佐賀県	15,000円
	長崎県	15,000円
	熊本県	20,000円
	大分県	15,000円
	宮崎県	17,000円
	鹿児島県	17,000円
	沖縄県	15,000円
船賃	略	

議案第 46 号

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

基準に関する条例及び伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関

する基準を定める条例の一部改正について

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

に関する条例及び伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 8 年 3 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準に関する条例及び伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例

(伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準に関する条例の一部改正)

第1条 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す
る基準に関する条例（平成26年伊勢市条例第27号）の一部を次のように
改正する。

目次中「・第52条」を「一第52条」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「定義」を「意義」に改め、同条中第23
号を第27号とし、第18号から第22号までを4号ずつ繰り下げ、同条第17
号中「市」を「市町村」に改め、同号を同条第21号とし、同条中第16号
を第20号とし、第8号から第15号までを4号ずつ繰り下げ、第7号を第
11号とし、同号の次に次の3号を加える。

(11)の2 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子ど
もをいう。

(11)の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満
3歳以上保育認定子どもをいう。

(11)の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子ど
もをいう。

第2条中第6号を第10号とし、第5号を第9号とし、第4号の次に次
の5号を加える。

(5) 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の
3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。

(6) 満3歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規

定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業を除く。）をいう。

(6)の2 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。

(7) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。

(8) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同条第4項中「選考方法」を「選考方法又は前項に規定する選考の方法」に改める。

第7条第1項中「市」を「市町村」に改め、同条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、「(昭和22年法第164号)」を削り、「市」を「市町村」に改める。

第9条第1項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア（イ）中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

も」に改め、同号イ中「以下イ」を「以下このイ」に改め、同号イ（ア）中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ（イ）中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第19条（見出しを含む。）中「市」を「市町村」に改める。

第20条第7号中「第6条第2項及び第3項」を「第6条第2項」に、「選考方法」を「選考方法及び同条第3項に規定する選考の方法」に改める。

第22条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第25条中「幼稚園」を「学校教育法第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法第28条第2項」を「同法第28条第2項」に改める。

第30条第3項から第5項までの規定中「市」を「市町村」に改める。

第32条第2項中「市」を「市町村」に改め、同条第3項中「とった」を「採った」に改める。

第34条第2項第3号中「市」を「市町村」に改め、同項第5号中「とった」を「採った」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認

定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く）」を「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く）」に、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む）」を「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む）」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む）」を「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む）」に、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く）」を「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く）」に改める。

第37条第1項中「事業所内保育事業（児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下この条及び第42条において同じ。）」を「事業所内保育事業」に、「家庭的保育事業（児童福祉法第6

条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。)を「家庭的保育事業」に、「第28条」を「第27条」に、「第31条」を「第27条」に、「第33条」を「第27条」に、「居宅訪問型保育事業（児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。第42条において同じ。）」を「居宅訪問型保育事業」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員
第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」に、「この章」を「この章（第43条第1項を除く。）」に改め、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条

第3項中「前項」を「前2項」に、「同項の選考方法」を「これらの項に規定する選考の方法」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第1項中「市」を「市町村」に改め、同条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に、「市」を「市町村」に改める。

第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育」を「当該特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7

項及び第12項において同じ。)」に、「小学校就学前子ども」を「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」に、「以下この号及び第6項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第7項中「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業」を「満3歳以上限定小規模保育事業」に改め、同条第11項を同条第12項とし、同条第10項中「第1項」を「第1項本文」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「第1項」を「第1項本文」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「第1項」を「第1項本文」に、「指定する施設」を「指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

第42条第8項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に改める。

第46条第7号中「第39条第2項に規定する選考方法」を「第39条第2項及び第3項に規定する選考の方法」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第48条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第49条第2項各号列記以外の部分中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「市」を「市町村」に改め、同項第5号中「とった」を「採った」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」を「第14条第1項」に、「と読み替える」を「と、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第51条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し、同条第1項中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「をいう。次条第3項」を「をいう。次条第3項及び第52条第3項」に、「第40条第2項」を「第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項」に、「を含む。次条第3項」を

「を含む。第52条第3項」に、「以下この章」を「以下この章（第43条第1項を除く。）」に、「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）において同じ。）」に、「同条第3号」を「法第19条第3号」に、「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改める。

第51条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地

域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教

育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「前条第1項」を「第51条第1項」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

（伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「又は第12項第2号」を「若しくは第12項第2号」に、「場合」を「場合又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合」に改める。

第6条第1項各号列記以外の部分中「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者（以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」を「法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」に改め、同項各号列記以外の部分に次

のただし書を加える。

ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

第6条第1項第3号中「当該家庭的保育事業者等」を「当該家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）」に改め、「事業所内保育事業」の次に「(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）」を加え、同条第7項中「特区法第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業」を「満3歳以上限定小規模保育事業」に改める。

第16条第1項第2号中「市等」を「市町村等」に改め、同条第2項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が離島その他の地域であって、第1号及び第2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。）

第18条第6号中「国家戦略特別区域小規模保育事業者にあつては、乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごと」を「満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児」に改める。

第21条第2項中「市」を「市町村」に改める。

第27条中「小規模保育事業B型」を「小規模保育事業B型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」に、「小規模保育事業C型」を「小規模保育事業C型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」に改める。

第29条第2項第3号中「特区法第12条の4第1項」を「第3号」に改める。

第31条第2項第3号中「又は特区法第12条の4第1項の規定」を「の規定」に改める。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第37条に次の1号を加える。

(5) 離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市が認めるものにおいて行う保育

第40条中「居宅訪問型保育連携施設」を「施設（以下この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

第45条第2項中「第6条第1項」を「第6条第1項本文」に改める。

第48条中「と、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する第28条第5号」とする」を「とする」に改める。

附則第3条中「家庭的保育事業者等（）」を「家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者及び）」に、「第6条第1項」を「第6条第1項本文」に改める。

附則第6条中「家庭的保育事業等」を「家庭的保育事業等（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(説 明)

これは、児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、満3歳以上限定小規模保育事業に係る基準について、所要の規定の整備を行うとともに、その他規定の整備を行うため、関係する条例を改正しようとするものである。

(参考)

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例（第1条関係）

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則(第1条—第3条)	第1章 総則(第1条—第3条)
第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準	第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準
第1節 利用定員に関する基準(第4条)	第1節 利用定員に関する基準(第4条)
第2節 運営に関する基準(第5条—第34条)	第2節 運営に関する基準(第5条—第34条)
第3節 特例施設型給付費に関する基準(第35条・第36条)	第3節 特例施設型給付費に関する基準(第35条・第36条)
第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準	第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準
第1節 利用定員に関する基準(第37条)	第1節 利用定員に関する基準(第37条)
第2節 運営に関する基準(第38条—第50条)	第2節 運営に関する基準(第38条—第50条)
第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条—第52条)	第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条)
第4章 雑則(第53条)	第4章 雑則(第53条)
附則	附則
第1章 総則	第1章 総則
第1条 略 (定義)	第1条 略 (定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
(5) <u>家庭的保育事業 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。</u>	
(6) <u>満3歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業(同項第3号に掲げる事業を除く。)をいう。</u>	
(6)の2 <u>満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業(同項第3号に掲げる事業に限る。)をいう。</u>	
(7) <u>居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。</u>	

(8) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。

(9) 教育・保育給付認定 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定をいう。

(10) 教育・保育給付認定保護者 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。

(11) 教育・保育給付認定子ども 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。

(11)の2 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。

(11)の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。

(11)の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。

(12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。

(13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。

(14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。

(15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

(16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

(17) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。

(18) 教育・保育給付認定の有効期間 法第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間をいう。

(19) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。

(20) 特定教育・保育 法第27条第1項に規

(5) 教育・保育給付認定 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定をいう。

(6) 教育・保育給付認定保護者 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。

(7) 教育・保育給付認定子ども 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。

(8) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。

(9) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。

(10) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。

(11) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

(12) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

(13) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。

(14) 教育・保育給付認定の有効期間 法第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間をいう。

(15) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。

(16) 特定教育・保育 法第27条第1項に規

定する特定教育・保育をいう。

(21) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定により市町村が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(22) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。

(23) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。

(24) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。

(25) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。

(26) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。

(27) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。

第3条 略

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第4条 略

第2節 運営に関する基準

第5条 略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の

定する特定教育・保育をいう。

(17) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定により市が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(18) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。

(19) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。

(20) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。

(21) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。

(22) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。

(23) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。

第3条 略

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第4条 略

第2節 運営に関する基準

第5条 略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・

同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。)の総数が、当該特定教育・保育施設と同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法又は前項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 略

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、保育認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設と同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 略

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法(昭和22年法第164号)第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対

第8条 略

(教育・保育給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 略

第10条～第12条 略

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

2・3 略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) 略

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 教育認定子ども 7万7,101円

(イ) 満3歳以上保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ

し、できる限り協力しなければならない。

第8条 略

(教育・保育給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 略

第10条～第12条 略

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

2・3 略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) 略

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育

(イ)において同じ。) 5万7,700円
(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 教育認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 満3歳以上保育認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 略

(4)・(5) 略

5・6 略

第14条～第18条 略

(教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定

給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 5万7,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 略

(4)・(5) 略

5・6 略

第14条～第18条 略

(教育・保育給付認定保護者に関する市への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定

めておかなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項(第6条第2項に規定する選考方法及び同条第3項に規定する選考の方法を含む。)

(8)～(11) 略

第21条 略

(利用定員の遵守)

第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第23条・第24条 略

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第26条～第29条 略

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族(以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 略

めておかなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項(第6条第2項及び第3項に規定する選考方法を含む。)

(8)～(11) 略

第21条 略

(定員の遵守)

第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第23条・第24条 略

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第26条～第29条 略

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族(以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 略

- 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

第31条 略

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1)～(3) 略

- 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 略

第33条 略

(記録の整備)

第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

第31条 略

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1)～(3) 略

- 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

4 略

第33条 略

(記録の整備)

第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結

の日から5年間保存しなければならない。

- (1)・(2) 略
- (3) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 略
- (5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る教育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあ

の日から5年間保存しなければならない。

- (1)・(2) 略
- (3) 第19条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 略
- (5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は

るのは「同条第2号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が満3歳以上保育認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る満3歳以上保育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲

同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲

げる小学校就学前子どもの数」と、「教育認定子どもの総数」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子どもとあるのは「教育認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子どもとあるのは「満3歳以上保育認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年伊勢市条例第28号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。)及び小規模保育事業B型(同条例第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条例第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子どもとあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子どもとあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業(児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下この条及び第42条において同じ。)を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業(児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。)にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年伊勢市条例第28号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。)及び小規模保育事業B型(同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業(児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。第42条において同じ。)にあつては1人とする。

2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。))を除く。)は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

3 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

第38条 略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ど

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。))ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。))に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。))の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

第38条 略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以

も(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章(第43条第1項を除く。))において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定地域型保育事業者は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について

下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、同項の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利

児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。

(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。)により特定地域型保育(満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。)の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学

用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。

(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づ

前子どもに限る。第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～6 略

7 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 略

8 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

9 居宅訪問型保育事業を行う者は、伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、第1項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

10 事業所内保育事業(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事

き、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～6 略

7 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)又は国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 略

8 居宅訪問型保育事業を行う者は、伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、第1項の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。

9 事業所内保育事業(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事

業」という。)を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

11 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

12 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

2～6 略

第44条・第45条 略

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第50条において準用する第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

(1)～(6) 略

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項(第39条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。))

(8)～(11) 略

(勤務体制の確保等)

業」という。)を行う者については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

10 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

11 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

2～6 略

第44条・第45条 略

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第50条において準用する第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

(1)～(6) 略

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項(第39条第2項に規定する選考方法を含む。))

(8)～(11) 略

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 略

(利用定員の遵守)

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(記録の整備)

第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 次条において準用する第19条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 略

(5) 次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定

第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 略

(定員の遵守)

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(記録の整備)

第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 次条において準用する第19条の規定による市への通知に係る記録

(4) 略

(5) 次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定

子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(教育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第14条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第25条中「各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

- 第51条 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合に

子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

- 第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合に

は、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項及び第52条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。第52条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章(第43条第1項を除く。)において同じ。)」とあるのは「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。)において同じ。)」と、「同号とあるのは「法第19条第3号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び

は、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号」とあるのは「同条第3号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又は

食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第51条の2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章(第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。)の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる教

イに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)が満3歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る満3歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(第51条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども(特

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以

<p>定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。))に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。</p> <p>第4章 雑則</p> <p>第53条 略</p>	<p>上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。))に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。</p> <p>第4章 雑則</p> <p>第53条 略</p>
---	---

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（第2条関係）

改正後	改正前
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 略</p> <p>(最低基準の目的)</p> <p>第2条 最低基準は、市長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児(満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、第10項第2号、第11項第2号若しくは第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合)にあっては、当該児童を含む。以下同じ。)(以下「利用乳幼児」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(家庭的保育事業等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所等」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>第3条～第5条 略</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 略</p> <p>(最低基準の目的)</p> <p>第2条 最低基準は、市長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児(満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、第10項第2号、第11項第2号又は第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合)にあっては、当該児童を含む。以下同じ。)(以下「利用乳幼児」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(家庭的保育事業等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所等」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>第3条～第5条 略</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第</p>

1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条、第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(法第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。))を行う事業者(以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。)にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)(以下これらを「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1)・(2) 略

(3) 当該家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。)により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～6 略

7 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合に

1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条、第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。))第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者(以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。)にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)(以下これらを「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～6 略

7 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合に

において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 略

第7条～第15条 略

(食事の提供の特例)

第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) 略

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) 略

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)・(2) 略

(3) 学校給食法(昭和29年法律第160号)第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場(家庭的保育事業者等が離島その他の地域であって、第1号及び第2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。)

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から

において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は特区法第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 略

第7条～第15条 略

(食事の提供の特例)

第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) 略

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) 略

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)・(2) 略

(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から

調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。)において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

第17条 略

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第18条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員(満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)

(7)～(11) 略

第19条・第20条 略

(苦情への対応)

第21条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 家庭的保育事業

第22条～第26条 略

第3章 小規模保育事業

調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。)において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

第17条 略

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第18条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員(国家戦略特別区域小規模保育事業者にあつては、乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員)

(7)～(11) 略

第19条・第20条 略

(苦情への対応)

第21条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 家庭的保育事業

第22条～第26条 略

第3章 小規模保育事業

第1節 通則

(小規模保育事業の区分)

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)及び小規模保育事業C型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)とする。

第2節 小規模保育事業A型

第28条 略
(職員)

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 略

3 略

第30条 略

第3節 小規模保育事業B型

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機

第1節 通則

(小規模保育事業の区分)

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

第2節 小規模保育事業A型

第28条 略
(職員)

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号又は特区法第12条の4第1項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 略

3 略

第30条 略

第3節 小規模保育事業B型

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機

関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 略

3 略

第32条 略

第4節 小規模保育事業C型

第33条・第34条 略

(利用定員)

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項第1号の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

第36条 略

第4章 居宅訪問型保育事業

(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

(1)～(4) 略

(5) 離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市が認めるものにおいて行う保育

第38条・第39条 略

(居宅訪問型保育連携施設)

第40条 居宅訪問型保育事業者は、第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他

関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号又は特区法第12条の4第1項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 略

3 略

第32条 略

第4節 小規模保育事業C型

第33条・第34条 略

(利用定員)

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

第36条 略

第4章 居宅訪問型保育事業

(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

(1)～(4) 略

第38条・第39条 略

(居宅訪問型保育連携施設)

第40条 居宅訪問型保育事業者は、第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他

の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市の指定する施設(以下この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

第41条 略

第5章 事業所内保育事業

第42条～第44条 略

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの(附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第46条・第47条 略

(準用)

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者(第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を

の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市の指定する居宅訪問型保育連携施設を適切に確保しなければならない。

第41条 略

第5章 事業所内保育事業

第42条～第44条 略

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの(附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第6条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第46条・第47条 略

(準用)

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者(第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を

む。第4号において同じ。)」とする。

第6章 雑則

第49条 略

附 則

第1条・第2条 略

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

第4条・第5条 略

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は、1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第7条～第9条 略

む。第4号において同じ。)」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する第28条第5号」とする。

第6章 雑則

第49条 略

附 則

第1条・第2条 略

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

第4条・第5条 略

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は、1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第7条～第9条 略